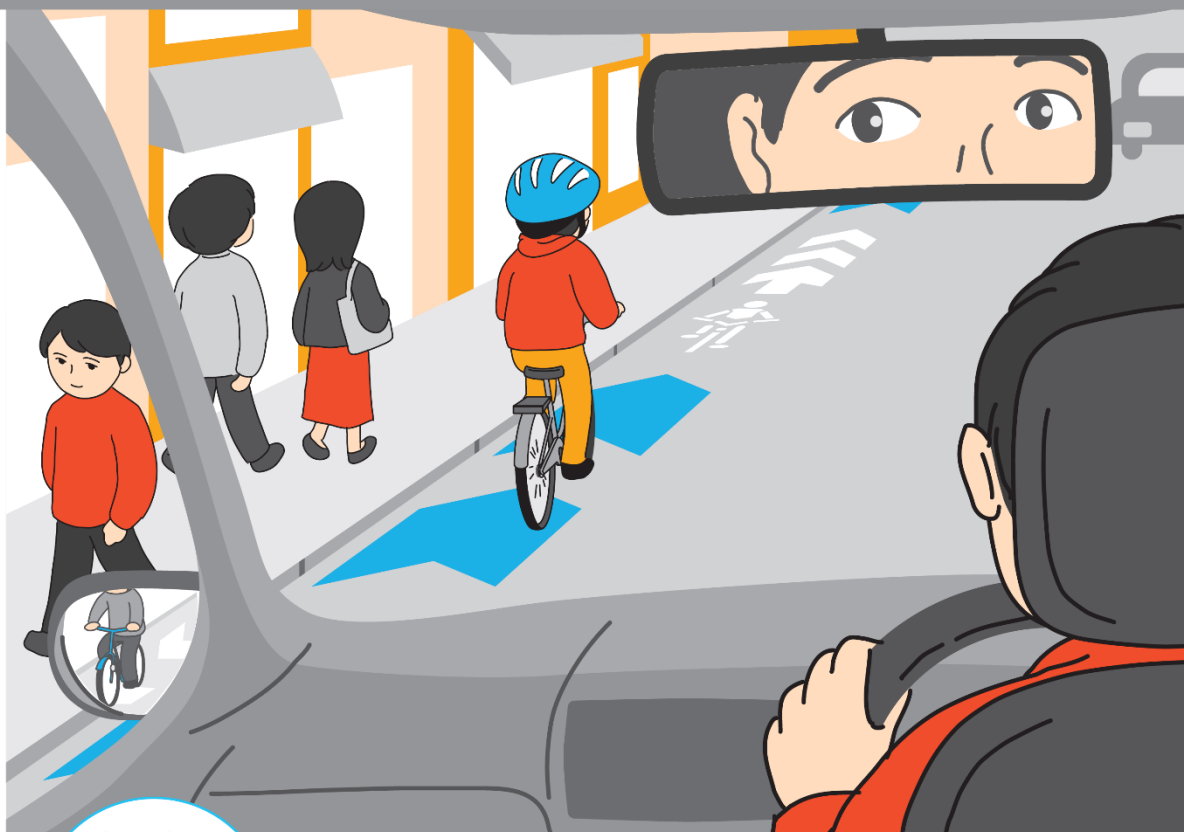


ドライバーのみなさん 知っていますか？

自転車は車道を走ります。



自転車は
車道走行が
原則^{※1}
です。

自転車は、道路交通法により「軽車両」とされており、クルマ^{※2}と同じ仲間です。道路を走るときは原則として車道の左側を走ります。道路を走る仲間として、ゆずり合って走りましょう。

知っていますか？

自転車が走行する標示には
このような種類があります。

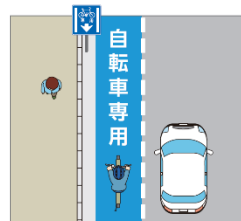
^{※1} 自転車歩道通行可の標示がある場合や、13歳未満の子どもと70歳以上の方などの場合は歩道を通行できます。

^{※2} 本紙では、道路交通法に定める自動車のうち、自動二輪車以外のものを総称して「クルマ」と表記しています。



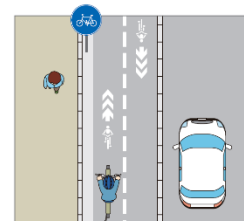
自転車ナビライン・ナビマーク

自転車はここを走ることが推奨されています。(法定外)



自転車専用通行帯

自転車はここを走らなければなりません。(法定)



自転車道

自転車はここを走らなければなりません。(法定)

自転車の動きを理解して、思いやりのあるドライバーになりましょう。

自転車はとても身近で手軽な乗り物です。クルマと違って、走行中の動きが急な場合があり、予期しないところで曲がったり、見えないところから出てくることがあります。

クルマも自転車も快適に走行でき、交通事故のない道路環境をつくるには、自転車の動きを理解していたき、常に意識をしながらクルマの運転ができる思いやりのあるドライバーが増えることが大切なのです。

自転車もクルマも、「車両」という同じ道を走る仲間です。クルマを運転する時は、自転車のことを意識し思いやりの持てるスマートドライバーになりましょう。

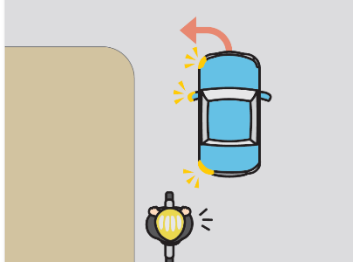


追い越す時は十分な間隔をとります



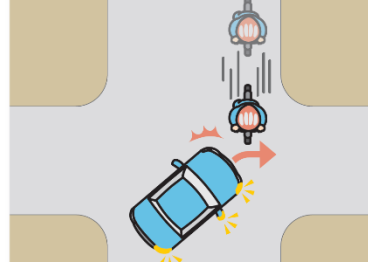
自転車には身体を守る車体がありません。クルマと接触し転倒すると**大きな怪我につながります**。接触事故を防ぐためにも間隔をとるようにしましょう。

ウインカーを早めに出します



走行中の自転車は、周囲を意識していないことがあります。進路変更などの時には**早めにウインカーを出しましょう**。

自転車の速度に注意します



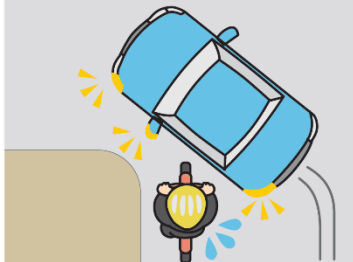
遠くにいるからまだ大丈夫と思っていると、**気が付いた時にはすぐ近くにきている**ことがあります。自転車の動きに注意し、余裕をもった運転をしましょう。

路地から飛び出てくる場合があります



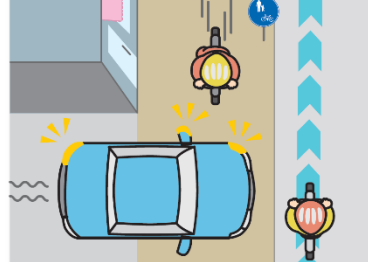
自転車は、狭い路地や見通しの悪いところから急に飛び出てくる場合があります。**飛び出てくるかもしれない**、と意識しておくことが大切です。

左折時の巻き込みに注意します



左折時の「内輪差」により、自転車を巻き込んでしまうことがあります。接近している自転車がないか、**しっかりと目視で左後方を確認してから左折しましょう**。

逆方向から来る自転車にも注意します



自転車は例外的に歩道を走ることができません。歩道を横切るときは**左方向から来る自転車にも注意し**、ゆっくりと進むようにしましょう。

自転車専用通行帯は自転車専用の車線です



「自転車専用」と書かれているブルーのライン(普通自転車専用通行帯)は、**クルマの進入は禁止です**(道路交通法第20条)。駐停車も控えましょう。

運転席からの死角に注意します



クルマには運転席からの「死角」があります。クルマよりも小さい**自転車は「死角」に入りやすい**ため、注意しておくことが大切です。

ドアを開ける時は後方に配慮します



車内の様子は自転車からは見えません。急に開けたドアと接触をしないように、**しっかりと後方を確認してからドアを開けましょう**。